

教育委員会 規則番号	教育委員会規則名	公布年月日
教育委員会 規則第18号	さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	令和3年12月28日

さいたま市教育委員会規則第18号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第24条 条例第17条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 教職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内でその都度必要と認める期間</u></p> <p><u>(15)</u> [略]</p> <p><u>(16)</u> [略]</p> <p><u>(17)</u> [略]</p> <p><u>(18)</u> [略]</p> <p><u>(19)</u> [略]</p> <p><u>(20)</u> [略]</p> <p><u>(21)</u> [略]</p> <p><u>(22)</u> [略]</p> <p><u>(23)</u> [略]</p> <p><u>(24)</u> [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び組合休暇の請求等)</p> <p>第31条 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（<u>第24条第1項第21号及び第23号に規定する特別休暇を除く。</u>）又は組合休暇を受けよう</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第24条 条例第17条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) [略]</p> <p>(20) [略]</p> <p>(21) [略]</p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び組合休暇の請求等)</p> <p>第31条 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（<u>第24条第1項第20号及び第22号に規定する特別休暇を除く。</u>）又は組合休暇を受けよう</p>

とする教職員は、あらかじめ所定の書式に記入の上、委員会に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、事後において、速やかに、当該手続をとらなければならない。

2 [略]

3 第24条第1項第21号に規定する特別休暇を受けようとする教職員は、あらかじめ所定の書式に記入の上、活動期間、活動の種類、活動場所、活動内容等を明らかにする書類を添えて委員会に請求しなければならない。

4 第24条第1項第23号に規定する特別休暇を受けようとする教職員は、あらかじめ所定の書式に記入の上、要介護者の状態等を明らかにする書類を添えて委員会に請求しなければならない。

とする教職員は、あらかじめ所定の書式に記入の上、委員会に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、事後において、速やかに、当該手続をとらなければならない。

2 [略]

3 第24条第1項第20号に規定する特別休暇を受けようとする教職員は、あらかじめ所定の書式に記入の上、活動期間、活動の種類、活動場所、活動内容等を明らかにする書類を添えて委員会に請求しなければならない。

4 第24条第1項第22号に規定する特別休暇を受けようとする教職員は、あらかじめ所定の書式に記入の上、要介護者の状態等を明らかにする書類を添えて委員会に請求しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(さいたま市立小・中学校管理規則の一部改正)

2 さいたま市立小・中学校管理規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(休暇の承認) 第29条 勤務時間条例第21条の規定に基づく病気休暇、特別休暇(さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(平成29年さいたま市教育委員会規則第9号。以下この項において「勤務時間規則」という。)) 第24条第1項第3号本文に規定する休暇を除く。)、介護休暇、介護時間及び組合休暇(以下この条において「病気休暇等」という。))の	(休暇の承認) 第29条 勤務時間条例第21条の規定に基づく病気休暇、特別休暇(さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(平成29年さいたま市教育委員会規則第9号。以下この項において「勤務時間規則」という。)) 第24条第1項第3号本文に規定する休暇を除く。)、介護休暇、介護時間及び組合休暇(以下この条において「病気休暇等」という。))の

承認は、校長が行う。ただし、校長は、職員に引き続き8日以上にわたり病気休暇等（勤務時間規則第24条第1項第3号ただし書、第5号から第7号まで、第9号、第13号、第22号及び第23号に規定する休暇を除く。）を与える場合又は特に必要と認める場合は、あらかじめ、委員会の指示を受けなければならない。

2 [略]

承認は、校長が行う。ただし、校長は、職員に引き続き8日以上にわたり病気休暇等（勤務時間規則第24条第1項第3号ただし書、第5号から第7号まで、第9号、第13号、第21号及び第22号に規定する休暇を除く。）を与える場合又は特に必要と認める場合は、あらかじめ、委員会の指示を受けなければならない。

2 [略]

（さいたま市立高等学校管理規則の一部改正）

3 さいたま市立高等学校管理規則(平成13年さいたま市教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(休暇の承認)</p> <p>第14条 勤務時間条例第21条の規定に基づく病気休暇、特別休暇（さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第9号。以下この項において「勤務時間規則」という。）第24条第1項第3号本文に規定する休暇を除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇（以下この条において「病気休暇等」という。）の承認は、校長が行う。ただし、校長は職員に引き続き8日以上にわたり病気休暇等（勤務時間規則第24条第1項第3号ただし書、第5号から第7号まで、第9号、第13号、<u>第22号及び第23号</u>に規定する休暇を除く。）を与える場合又は特に必要と認める場合は、あらかじめ、委員会の指示を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(休暇の承認)</p> <p>第14条 勤務時間条例第21条の規定に基づく病気休暇、特別休暇（さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第9号。以下この項において「勤務時間規則」という。）第24条第1項第3号本文に規定する休暇を除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇（以下この条において「病気休暇等」という。）の承認は、校長が行う。ただし、校長は職員に引き続き8日以上にわたり病気休暇等（勤務時間規則第24条第1項第3号ただし書、第5号から第7号まで、第9号、第13号、<u>第21号及び第22号</u>に規定する休暇を除く。）を与える場合又は特に必要と認める場合は、あらかじめ、委員会の指示を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

（さいたま市立中等教育学校管理規則の一部改正）

4 さいたま市立中等教育学校管理規則(平成31年さいたま市教育委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(休暇の承認)</p> <p>第47条 勤務時間条例第21条の規定に基づく病気休暇、特別休暇（さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第9号。以下この項において「勤務時間規則」という。）第24条第1項第3号本文に規定する休暇を除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇（以下この条において「病気休暇等」という。）の承認は、校長が行う。ただし、校長は職員に引き続き8日以上にわたり病気休暇等（勤務時間規則第24条第1項第3号ただし書、第5号から第7号まで、第9号、第13号、<u>第22号及び第23号</u>に規定する休暇を除く。）を与える場合又は特に必要と認める場合は、あらかじめ、委員会の指示を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(休暇の承認)</p> <p>第47条 勤務時間条例第21条の規定に基づく病気休暇、特別休暇（さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第9号。以下この項において「勤務時間規則」という。）第24条第1項第3号本文に規定する休暇を除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇（以下この条において「病気休暇等」という。）の承認は、校長が行う。ただし、校長は職員に引き続き8日以上にわたり病気休暇等（勤務時間規則第24条第1項第3号ただし書、第5号から第7号まで、第9号、第13号、<u>第21号及び第22号</u>に規定する休暇を除く。）を与える場合又は特に必要と認める場合は、あらかじめ、委員会の指示を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>